明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○総合特別区域を指定した件（内閣府一四～一八）　一
○総合特別区域の区域を変更した件（同一九～二一）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一二）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（法務八四）
○ナンガルハール農村インフラ改善計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務五六）
○食糧援助に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五七）
○生産情報公表養殖魚の日本農林規格を確認する件（農林水産五〇三）　三
○生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（同五〇四）　三
○生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件（同五〇五）　三
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（経済産業二一、二二）　三
○筑後川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件（国土交通一三九）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一四〇、一四一）　四
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同一四二）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一四三、一四四）　五
○気象測器の型式を証明した件（気象庁一）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局二九）　六
○道路に関する件（関東地方整備局六一～六五）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局三七、三八）　六
○道路に関する件（四国地方整備局一五）　七
○道路に関する件（九州地方整備局三二）　七
○道路に関する件（北海道開発局一七、一八）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省　外務省

〔官庁報告〕

産業

日本工業規格（国土交通省）　二
公聴会

電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（経済産業省）　三

〔資料〕

日本と世界の天候（平成二十五年一月）（速報）（気象庁）　三

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、製造たばこ小売定価関係　四
裁判所
相続、失踪、破産、免責、再生関係　五
会社その他　六

告示

○内閣府告示第十四号
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。
平成二十五年二月二十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
一　地方公共団体の名称　神奈川県
二　地域活性化総合特別区域の範囲　相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市及び綾瀬市並びに神奈川県高座郡寒川町及び愛甲郡愛川町の全域　七

○内閣府告示第十五号
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。
平成二十五年二月二十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
一　地方公共団体の名称　静岡県
二　地域活性化総合特別区域の範囲　静岡県の全域　八

○内閣府告示第十六号
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。
平成二十五年二月二十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
一　地方公共団体の名称　岡山市
二　地域活性化総合特別区域の範囲　岡山市の全域　一〇

○内閣府告示第十七号
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。
平成二十五年二月二十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
一　地方公共団体の名称　福岡県、福岡市、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
二　地域活性化総合特別区域の範囲　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の全域　一三